

## 第5章 その他

---

### 1 小規模危険物施設の定期点検◆

危政令第8条の5に規定する定期点検が必要な危険物施設以外の危険物施設（以下、小規模危険物施設とする。）は、災害発生の防止及び自主保安管理体制の確立を目的に別添1の点検表により、年1回以上点検を行うこと。なお、当該点検表は3年間保存すること。

### 2 設置、大規模工事時の審査表◆

危険物施設の設置及び大規模な変更工事を実施する場合には、円滑な審査を行うため、事業者にて別添2の審査表にて申請内容の確認を行い、その審査表を申請書類に添付すること。

### 3 危険物施設の消防用設備関係の届出

危険物施設に設置する消防用設備等の工事に着手する場合は、10日前までにその種類、工事内容を消防長に届出なければならない。この場合、添付書類が設置（変更）許可申請の内容と重複する場合は添付書類を省略することができる。また、当該工事が平成9年消防予第192号（別添3）に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、着工届を要しないことができるものとする。

なお、危険物施設の消防用設備の工事については完成検査を実施するため、設置届については提出を要しない。（完成検査時に試験記録等を提出すること。）

### 4 申請区分の判断基準

実施する工事が変更許可申請を必要とする工事、資料の提出を要する軽微な変更工事及び資料の提出を要しない軽微な変更工事のいずれに該当するかの判断基準は、平成14年消防危第49号及び令和6年消防危第48号（別添4）による。

小規模危険物施設定期点検表

名称		所在地		
点検対象		設置許可年月日・番号		
		製造所等の別(施設名)		
		危険物の類、品名、数量、倍数		
		年 月 日		
点検年月日		年 月 日		
点検実施者		危険物取扱者		
		氏名		
		又は実施者		
		免状の区分		
		種 第 類 免状番号		
立会い危険物取扱者		氏名		
		免状の区分		
		種 第 類 免状番号		
区分	番号	点検事項	点検方法	結果
位置	1	保安距離は保たれているのか。代替措置の防火塀の損傷はないか。	目視	
	2	保有空地は保たれているのか。代替措置の防火塀の損傷はないか。	目視	
構造	3	建物及び工作物の亀裂、変形、損傷はないか。		
	4	窓、防火戸の亀裂、変形、損傷はないか。ガラスは網入りか。		
	5	床、排水溝、ためます、分離槽に亀裂、変形、損傷はないか。		
	6	防油堤、配管、水抜き管の亀裂、変形、損傷はないか。(ボルトゆるみ)	目視、注1	
	7	屋外(屋内)タンクの漏れ、亀裂、変形、損傷はないか。(ボルトゆるみ)	目視、注1	
	8	通気管の位置、高さ、引火防止網は適当か。	目視	
設備	9	換気設備は有効に機能しているか。	目視、注2	
	10	危険物を取り扱う設備に漏れ等が発生していないか。(ボルトゆるみ)	目視、注1、2、3	
	11	危険物を加熱、加圧する設備の計器類に損傷、ゆるみはないか。	目視、注1、2、3	
	12	配管等に耐熱性の物を使用しているか。	目視	
貯蔵取扱	13	危険物の貯蔵、取扱は、許可数量以内か。	目視	
	14	危険物の貯蔵、取扱は、許可された品名以外のもはないか。	目視	
	15	危険物の貯蔵、又は、取り扱う容器に漏れ等が発生していないか。	目視	
	16	製造所等でみだりに火気を使用していないか。	目視	
	17	床、排水溝、ためます、分離槽等の清掃は行われているか。	目視	
	18	製造所等の整理、整頓状況は良いか。	目視	
	19	製造所等内及び周囲に不要な可燃物はないか。	目視	
	20	危険物の屑、カス、油ボロ等が放置されていないか。	目視	
	21	屋外タンク等の計量口、元弁は確実に閉鎖してあるか。	目視	
	22	防油堤の水抜口は確実に閉鎖してあるか。	目視	
標識	23	適正な標識、掲示板が設けられているか。取り付け状況は良いか。	目視	
	24	標識、掲示板及び表示内容に損傷、汚損はないか。	目視	
消火器	25	消火器は既定の個数か、配置は良いか、失効期限は。	目視	
	26	消火器の変形、損傷はないか。	目視	
その他	27	製造所内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。		
	28			
	29			
	30			
備考	(注)その他、施設の種別に応じて政令及び規則の基準に従って管理が行われているかどうかを点検する。 注1:ハンマーテスト 注2:作動状況確認試験 注3:機能試験			
措置等				
危険物保安監督者又は 施設責任者	氏名		免状区分	
	氏名			

## 危険物製造所・一般取扱所審査表

製造所等の区分	<input type="checkbox"/> 製造所 <input type="checkbox"/> 一般取扱所	名称	
危険物の種類・数量等	<input type="checkbox"/> 種別 <input type="checkbox"/> 品名・数量 <input type="checkbox"/> 倍数		※フローシート ※工程概要・取扱物質一覧表 ※物性表(危険物・毒性物質)
位置等	<input type="checkbox"/> 近隣保安物件( )までの距離( )m <input type="checkbox"/> 保有空地( )m		(令)9条1号、2号
耐震設計	<input type="checkbox"/> 設計水平震度 $K_h \geq$ ( )		
面積等(ストラクチャー)	<input type="checkbox"/> 延べ面積( ) $m^2$ 構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 耐火性能( )時間 <input type="checkbox"/> 高さ( )m 石油類貯蔵・取り扱う高さ( )m		※建築物は屋内貯蔵所審査表の建築物の構造等による
20号タンク	<input type="checkbox"/> 基数( )基 <input type="checkbox"/> 総容量( )kL 地下タンク又は床面下タンク <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		※詳細は屋外タンク貯蔵所審査表による (令)9条20号イ、ロ、ハ
油分離装置等	<input type="checkbox"/> 囲いの高さ( )m <input type="checkbox"/> 有効容量( ) $m^3$ 油分離装置 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用( ) <input type="checkbox"/> 排水能力( ) $m^3/h$ 排水方法 <input type="checkbox"/> 暗渠 <input type="checkbox"/> ポンプ <input type="checkbox"/> 側溝 <input type="checkbox"/> その他( ) 排出先 <input type="checkbox"/> 廃水処理場 <input type="checkbox"/> 一般排水 <input type="checkbox"/> その他( )		※系統図 (令)9条12号
換気設備	<input type="checkbox"/> 強制換気 能力( )回/h <input type="checkbox"/> 自然換気		(令)9条11号
電気設備	<input type="checkbox"/> 配線の種類( ) <input type="checkbox"/> 配線の保護 <input type="checkbox"/> 金属管 <input type="checkbox"/> ビット <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 耐圧防爆 <input type="checkbox"/> 安全増防爆 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他( )		(令)9条17号
雷保護	<input type="checkbox"/> JIS Z 9290-3( )		(令)9条18号、19号
警報設備	<input type="checkbox"/> 自火報 <input type="checkbox"/> 押しボタン <input type="checkbox"/> ページング <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他( ) 受信機の位置 <input type="checkbox"/> 主( ) <input type="checkbox"/> 副( )		(令)21条

他法令等

石油等の総貯蔵量等	<input type="checkbox"/> 石油類の総貯蔵量( )kL <input type="checkbox"/> 高圧ガスの総処理量( ) $m^3_N$	(石)2条
高圧ガスの種類・数量等	<input type="checkbox"/> 種類 <input type="checkbox"/> 品名・数量	
レイアウト	<input type="checkbox"/> 周辺道路の幅員( )m <input type="checkbox"/> セットバックエリア( )m	※レイアウト図 (石)レイアウト省令
他法令適用の有無	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	

### 危険物屋内貯蔵所審査表

製造所等の 区分	屋内貯蔵所	名 称	
危険物の 種類・数量等	<input type="checkbox"/> 類別 <input type="checkbox"/> 品名・数量 <input type="checkbox"/> 倍数		※物性表
位 置 等	<input type="checkbox"/> 近隣保安物件( )までの距離( )m <input type="checkbox"/> 保有空地( )m		※レイアウト図 (令)10条1号、2号
耐 震 設 計	<input type="checkbox"/> 設計水平震度Kh $\geq$ ( )		
建築物等の 構 造 等	<input type="checkbox"/> 階数( )階 <input type="checkbox"/> 建築面積( ) $m^2$ <input type="checkbox"/> 延べ面積( ) $m^2$		(令)10条3~15号
	屋根 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> その他( )	壁 <input type="checkbox"/> スレート <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄板 <input type="checkbox"/> その他( )	
	床 <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> その他( )	梁 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他( )	
	出入口 <input type="checkbox"/> 特定防火設備 <input type="checkbox"/> 防火設備	窓 <input type="checkbox"/> 網入りガラス <input type="checkbox"/> その他( )	
	柱 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> その他( )	保冷・保温 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	
	天井 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	部屋数( )	
	区画 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	貯蔵の形態 ( )	
換 気 設 備	<input type="checkbox"/> 強制換気能力( )回/h <input type="checkbox"/> 自然換気		(令)10条12号
電 気 設 備	<input type="checkbox"/> 配線の種類 <input type="checkbox"/> 配線の保護 <input type="checkbox"/> 金属管 <input type="checkbox"/> ビット <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 耐圧防爆 <input type="checkbox"/> 安全増防爆 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他( )		(令)10条13号
雷 保 護	<input type="checkbox"/> JIS Z 9290-3( )		(令)10条14号
警 報 設 備	<input type="checkbox"/> 自火報 <input type="checkbox"/> 押ボタン <input type="checkbox"/> ベーキング <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他( ) 受信機の位置 <input type="checkbox"/> 主( ) <input type="checkbox"/> 副( )		(令)21条

他法令等

石 油 等 の 総貯蔵量等	<input type="checkbox"/> 石油類の総貯蔵量( )kL <input type="checkbox"/> 高圧ガスの総処理量( ) $m^3_N$ <input type="checkbox"/> 周辺道路の幅員( )m	(石)2条 (石)レイアウト省令
他法令適用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	

### 危険物屋外タンク審査表

製造所等の区分	屋外タンク貯蔵所	名称	
危険物の種類・数量等	<input type="checkbox"/> 種別 <input type="checkbox"/> 品名・数量 <input type="checkbox"/> 倍数		※物性表
位置等	<input type="checkbox"/> 近隣保安物件( )までの距離( )m <input type="checkbox"/> 敷地内距離( )m <input type="checkbox"/> 保有空地( )m		※レイアウト図 (令)11条1号、1号の2、2号
耐震設計	<input type="checkbox"/> 設計水平震度Kh $\geq$ ( )		
タンクの構造等	<input type="checkbox"/> 基礎工法 ( ) <input type="checkbox"/> タンク工法 ( )		(令)11条 (屋外タンク貯蔵所の基準)
	<input type="checkbox"/> タンク形状( )		
	材質記号( )板厚(底板 mm、側板 mm、屋根板 mm)		
	寸法(内径 mm、高さ mm、鏡 mm)容量( kL)		
	防油堤 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他 容量( )m <sup>3</sup> 寸法(縦 ×横 ×高さ )mm		
	圧力 <input type="checkbox"/> 常圧( ) <input type="checkbox"/> 加圧( )		
	通気管 <input type="checkbox"/> 種別( ) <input type="checkbox"/> 数( ) <input type="checkbox"/> 内径又は作動圧( )		
	安全装置 <input type="checkbox"/> 種別( ) <input type="checkbox"/> 数( ) <input type="checkbox"/> 内径又は作動圧( )		
	<input type="checkbox"/> スロッシング <input type="checkbox"/> 座屈 <input type="checkbox"/> 中仕切 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> すべりの安全率 保温保冷 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
排水設備	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> 系統( ) <input type="checkbox"/> 表示		
電気設備	<input type="checkbox"/> 配線の種類( ) <input type="checkbox"/> 配線の保護 <input type="checkbox"/> 金属管 <input type="checkbox"/> ピット <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 耐圧防爆 <input type="checkbox"/> 安全増防爆 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> その他( )		(令)11条13号
雷保護	<input type="checkbox"/> JIS Z 9290-3( )		(令)11条14号
警報設備	<input type="checkbox"/> 自火報 <input type="checkbox"/> 押しボタン <input type="checkbox"/> ページング <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他( ) 受信機の位置 <input type="checkbox"/> 主( ) <input type="checkbox"/> 副( )		(令)21条

他法令等

石油等の総貯蔵量等	<input type="checkbox"/> 石油類の総貯蔵量 ( )kL <input type="checkbox"/> 高圧ガスの総処理量( )m <sup>3</sup> N	(石)2条
石災法関係	該当 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 周囲道路の幅員( )m <input type="checkbox"/> 特定防災設備( ) <input type="checkbox"/> 水源及び量( )	(石)レイアウト省令 (石)特定防災施設等
他法令適用の有無	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無	

### 危険物製造所等共通審査表

消 火 設 備	<input type="checkbox"/> 種類 第( 1 2 3 4 5 )種 <input type="checkbox"/> 第 1 種又は第 3 種の区分(                    )	(令)20条
水 源 等	<input type="checkbox"/> ピット <input type="checkbox"/> タンク <input type="checkbox"/> その他(                    ) <input type="checkbox"/> 有効水量(                    )m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 兼用の有・無 <input type="checkbox"/> 消防法(                    )m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 石災法(                    )m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 高保法(                    )m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> その他(                    )m <sup>3</sup>	(石)15条 (令)20条
緊 急 停 止	<input type="checkbox"/> 自 動 <input type="checkbox"/> 手 動 <input type="checkbox"/> 所要時間(                    )分	(令)9条14~16号
ガ ス 検 知	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 移動 ) <input type="checkbox"/> 無	
電 力	<input type="checkbox"/> 買 電 ( <input type="checkbox"/> 一系統 <input type="checkbox"/> 二系統 ) <input type="checkbox"/> 非常電源の種類(                    ) <input type="checkbox"/> 時間(                    )分	
不 活 性 ガ ス	<input type="checkbox"/> 非常時必要量(                    )m <sup>3</sup> N <input type="checkbox"/> 保有方法(                    )	
ス チ ー ム	<input type="checkbox"/> 非常時必要量(                    )トン <input type="checkbox"/> 保有方法(                    )	
水	<input type="checkbox"/> 非常時必要量(                    )m <sup>3</sup> <input type="checkbox"/> 保有方法(                    )	
エ ア	<input type="checkbox"/> 非常時必要量(                    )m <sup>3</sup> N <input type="checkbox"/> 保有方法(                    )	
そ の 他 (                    )	<input type="checkbox"/> 非常時必要量(                    ) <input type="checkbox"/> 保有方法(                    )	

他法令等

防火設備	<input type="checkbox"/> 散水 <input type="checkbox"/> 固定銃 <input type="checkbox"/> その他	
消火用屋外給水栓	設置(変更) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 水量(                    )m <sup>3</sup>	
防火資機材	<input type="checkbox"/> 車両種類・台数(                    ) <input type="checkbox"/> 無 防災要員 <input type="checkbox"/> 専任(                    )名 <input type="checkbox"/> 兼務(                    )名 <input type="checkbox"/> 無	
アセスメント	<input type="checkbox"/> 燃焼熱影響範囲 <input type="checkbox"/> 爆風圧影響範囲 <input type="checkbox"/> 最近の類似プラントにおける事故事例及び対策 <input type="checkbox"/> 特殊な危険物取扱状況及び安全対策 <input type="checkbox"/> 危険物以外で災害等の危険性の高い物質及び安全対策 <input type="checkbox"/> 災害予想及びその対応	
申請担当者	事業所名 所属                    氏名                    連絡先	
備考 1.(※)は添付書類を示す。 2、その他( )は参照法令等を示す。(石)石油コンビナート等災害防止法 (令)危険物の規制に関する政令		

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

### 消防用設備等に係る届出等に関する運用について

消防法（以下「法」という。）第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届、法第17条の3の2の規定に基づく消防設備等の設置届及び法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告については、消防法施行令（以下「令」という。）、消防法施行規則（以下「規則」という。）等により、その細目（届出等に係る手続き、提出書類等）が定められている。

一方、消防設備等に係る届出等については、軽微な工事、重複している添付書類の取扱い等について簡素合理化が求められており、消防庁では、「消防用設備等の検査・点検のあり方検討委員会」において、届出等のあり方について検討を行ってきたところである。

今般、当該検討結果を踏まえ、消防用設備等に係る届出等について、下記のとおり運用することとしたので、その取扱について配慮されるとともに貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

### 記

#### 第1 消防設備等に係る軽微な工事に関する運用について

消防設備等の着工届並びに設置届及び消防検査については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする（参考1）。

##### 1 消防設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は、別紙1、1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を要しないことができるものとする（軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

- (1) 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配管図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

##### 2 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防設備等の設置届及び消防検査は、別紙1、1から5までに掲げる消防設備等に係る工事について要するものである。ただし、別紙1、2から4までに掲げ

る消防用設備等に係る工事のうち、別紙2に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された消防用設置等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること（当該軽微な工事又は別紙1、6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。
- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会を捉え、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

### 3 運用上の留意事項について

前1及び2により運用をするにあつては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。
- (2) 消防設備等に係る軽微な工事については、次によること。
  - ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。
  - イ 消防設備等に係る軽微な工事の範囲については、別紙2に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断し難いものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。
- (3) 甲種消防設備士に対しては、講習会等の機会をとらえ、着工届を要する工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知されたいこと。

## 第2 消防設備等に係る届出等に関する運用について

消防設備等の着工届出、設置届及び点検報告については、原則として消防用設備等ごとに当該設備に係る所要の図書を添えて提出することとされている（参考2）が消防事務の簡素合理化の観点から、次のとおり運用することとする。

### 1 消防設備等の着工届について

「消防設備等の着工届に係る運用について」（平成5年10月26日付け消防予第285号・消防危第81号）によるほか、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の着工届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等着工届出書への添付を省略できるものとする。

- 付近見取図
- 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）
- 関係設備共通の非常電源関係図書
- 防火対象物の概要表

### 2 消防用設備等の設置届について

消防設備等の設置届に係る添付書類について、次のとおり運用することとする。

- (1) 消防用設備等設置届出書に消防用設備等試験結果報告書及びこれに付随するデータ書を添

付すればよいものとする。この場合において、消防同意又は着工届に伴い既に消防機関において保有している図書に変更があったとき又は不足している図書があったときは、変更部分に係る図書の差し替え又は不足図書の追加を持って足りるものとする。

- (2) 着工届を要しない工事について設置届を行う場合又は変更部分に係る図書の差し替え若しくは不足図書の追加を行う場合において、同一の防火対象物について同一時期に提出される複数の設置届の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の設置届に代表して添付することにより、個々の消防用設備等設置届出書への添付を省略できるものとする。

○付近見取図

○意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

○関係設備共通の非常電源関係図書

- (3) 届出は、防火対象物ごとに行ってさしつかえないものとする。

### 3 消防設備等の点検に係る書類の保存について、次のとおり運用することとする。

- (1) 個々の消防用設備等の点検票を保存しなければならない期間については、原則3年とし、3年を経過したものについては、消防設備等点検結果総括表、消防用設備点検者一覧表及び経過一覧表を保存することをもって足りることとする。

- (2) 消防長又は消防署長が適当と認めるときは、3年を経過しない場合であっても、同様の処置を認めてさしつかえないこと。

## 第3 維持台帳について

第1及び第2により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適当な設置及び維持を担保するため、これまで以上に消防設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。

維持台帳は、各消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）したものである。消防機関においては、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、設計・施工業者、防火対象物の関係者に対し、維持台帳の重要性、必要な書類、データ等について周知する必要がある。

○消防用設備等着工届出書の写し

○消防用設備等設置届出書の写し

○消防設備等試験結果報告書

○消防設備等検査済証

○消防設備等点検結果報告書の写し

○点検票（消防用設備等点検結果総括表及び消防用設備等点検者一覧表により代替する場合を含む。）

○消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表

○消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）

○現場の状況を補足する写真、試験データ等

○その他必要な書類（法第4条の規定に基づく立入検査時の結果通知書等）

## 別紙 1

### 消防用設備等に係る工事の区分

#### 1 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防設備等を新たに設けることをいう。

#### 2 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。

#### 3 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。

#### 4 取替え

防火対象物に設置されている消防設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。

#### 5 改造

防火対象物に設置されている消防設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取外して消防設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。

#### 6 補修

防火対象物に設置されている消防設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。

#### 7 撤去

防火対象物に設置されている消防設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。

軽 微 な 工 事 の 範 囲

消防設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で、防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置等の性能(吐出量、揚程)、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置(制御盤を含む)、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁、を除く構成部品
二酸化炭素消火設備、 ハロゲン化物消火設備、 粉末消火設備	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る) → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤料、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤料、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管(選択弁の二次側に限る。) → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区域に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く
避難器具(金属製避難はしご(固定式のものに限る。)) (救助袋)(緩降機)	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

## 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事の区分	着 工 届	設 置	
		届 出	消 防 検 査
新 設	必要	必要	必要
増 移 取 替 設 え	<p>☆原則として必要。 ☆ただし、別紙に掲げる軽微な工事に該当するものによっては、次により取り扱うことにより、不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事：甲種消防設備士が実施</li> <li>○ 甲種消防設備士：試験結果報告書当を作成・整備</li> <li>○ 防火対象物の関係者：経過一覧表への記録、維持台帳の整備・保存等</li> </ul>	必要	<p>☆必要。 ☆ただし、別紙に掲げる軽微な工事にあつては、次により取り扱うことにより、現場確認を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防機関：査察時等の機会を捉え、維持台帳の内容及び現場の状況を確認</li> </ul>
改 造	必要	必要	必要
補 修 撤 去	不要	不要	不要

## 消 防 設 備 等 に 係 る 諸 手 続 関 係 図

着 工 届 出	設 置 届 出	点 検 報 告
<p>◎届出対象</p> <p>○消防設備士が行う消防設備等に係る工事及び整備 (例 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)</p>	<p>◎届出対象</p> <p>○特定防火対象物で延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のもの ○上記以外の防火対象物 ( (19) 項及び (20) 項を除く。 ) で延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のもののうち、消防長又は消防署長が指定したもの</p>	<p>◎報告対象</p> <p>○特定防火対象物は1年に1回 ○特定防火対象物以外のものは3年に1回</p>
<p>◎添付書類</p> <p>1 消火設備</p> <p>○付近見取図 ○防火対象物の概要表 ○消火設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配管系統図及び展開図 ○計算書 ○使用機器図</p> <p>2 警報設備</p> <p>○付近見取図 ○防火対象物等の概要表○警報設備の概要表 ○平面図 ○断面図 ○配線図</p> <p>3 避難設備</p> <p>○付近見取図 ○避難器具の概要表 ○平面図 ○立面図 ○避難器具等の設計図等 ○計算書</p>	<p>◎添付書類</p> <p>1 消防用設備等に関する図書</p> <p>○設計書 ○仕様書 ○計算書 ○系統図 ○配管及び配線図並びに平面図 ○立面図及び断面図</p> <p>2 各消防用設備等の消防用設備等試験結果報告書</p>	<p>◎添付書類</p> <p>○各消防用設備等の種類に応じた点検票 (消防長又は消防署長が適当と認める場合には、消防用設備等点検総括表、消防用設備等点検者一覧表の添付をすることができる。)</p>

平成 1 4 年 3 月 2 9 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

## 製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて

標記のことについては、「製造所等において行われる工事に係る変更許可等の取扱いについて」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 121 号。以下「121 号通知」という。）による運用をお願いしているところです。

今般、「軽微な変更工事」とは、変更許可を要しない変更工事であることを明確にするるとともに、121 号通知における「資料の提出を要しない軽微な変更工事」及び「資料の提出を要する軽微な変更工事」の趣旨を明確にしました。すなわち、「資料の提出を要しない軽微な変更工事」とは、軽微な変更工事のうち、資料等による確認を要さないものであり、また、「資料の提出を要する軽微な変更工事」は、資料等による確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もあるもの）であるとしました。

また、121 号通知別添について、変更工事の種類を細分化するとともに、軽微な変更として許可を要さないものの範囲の見直しを行いました。

これらを踏まえ、121 号通知の見直しを行い、下記のとおり製造所等において行われる変更工事の取扱いについて決めました。これに伴い 121 号通知は廃止します。

つきましては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

## 記

## 1 基本的事項

- (1) 製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項本文後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、同条同項及び同条第 2 項の解釈上、法第 10 条第 4 項の位置、構造及び設備の技術上の基準（以下単に「基準」という。）の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものである。したがって、製造所等を構成する部分のうち危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う部分（以下「非対象設備」という。）については、位置の基準並びに消火設備及び警報設備の基準以外の基準の適用はないので、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更を生じないものについては、変更の許可を要しないものであるが、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分（以下「対象設備」という。）又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、位置、構造及び設備の基準との関連により変更許可を要するかどうかについて判断する必要が生ずることになるものである。
- (2) ただ、製造所等を構成する機器は相互に密接に関連しつつ一体として施設を構成しており、また、変更の内容もさまざまであることから、変更が行われる結果基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではなく、他方、形式的には基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものまで変更許可を要することとするのは、いたずらに申請者に負担をかけるだけで、事務の効率的な運用の観点からも適当ではない。したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、若しくは、当該変更工事が、基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は形式的には基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合又は資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする事ができるものとする。

## 2 具体的運用に関する事項

- (1) 工事の内容が極めて軽微であることから、基準の内容と関係が生じないこと、又は、保安上の問題を生じさせないことが明白であるものについては、資料等による確認を要することなく、「軽微な変更工事」として変更許可を要しないこととすることができるものとし、この場合においては、事後における資料等の提出も要しないものとする。
- (2) 基準の内容と関係が生じるかどうかについて確認する必要があるものについては、「確認を要する変更工事」として事前に工事の内容を資料等により確認をすることとし、この場合において、工事の内容が、基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが明らかになった場合は、「軽微な変更工事」として変更許可の申請を要しないこととすることができるものとする。

変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることは困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

- ア 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- イ 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

なお、この場合において資料等による確認を実施する範囲は、工事の内容を前記の観点から判断する上で必要な最小限のものとするよう配慮されたい。

- (3) 工事の形態により、変更許可を要する工事と(2)の「確認を要する変更工事」とが同時に行われる場合には、変更許可申請時に資料等による確認を実施して差し支えないものである。この場合、(2)の工事が軽微な変更工事となった場合には、当該工事にかかる部分については、変更許可に係る完成検査は要しないものである。
- (4) 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフローは図1に示すとおりである。また、「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に関する具体的な判断資料については、別添のとおりであるが、別添に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例の何れかと類似又は同等であると認められるものについては、2(1)アからエの判断基準を参考に、同じ取扱いをして差し支えないものである。

### 3 火花を発生する器具の使用に係る手続き

変更工事に伴い溶接溶断等火花を発生する器具を使用する場合は、製造所等に係る火災等の災害防止のため、法第16条の5に規定する資料の提出に基づき、公示性のある市町村長等の規則等によって、その使用場所及び周囲の状況等に係る資料の提出を求めることが可能であること。

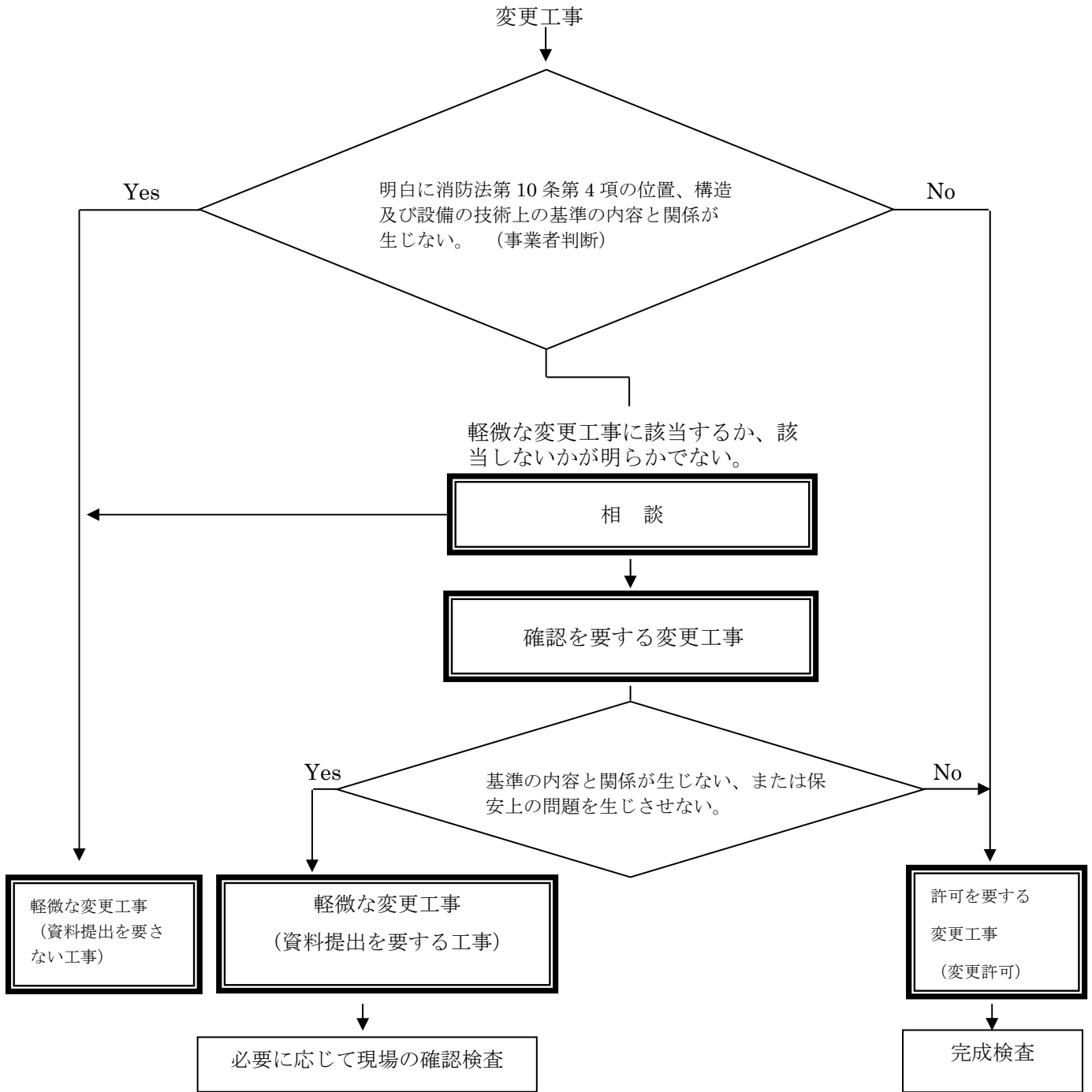
ただし、許可申請、法第11条第5項ただし書きの規定による申請又は市町村条例に定める届出等において、溶接溶断等火花を発生する器具の使用場所等が確認できる場合は、申請者に負担とならないように、同様の届出を重複して求めることのないようにすること。

### 4 その他

予防規程を定めなければならない製造所等において、「軽微な変更工事」を実施した場合は、危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、「軽微な変更工事」を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

図1 製造所等において行われる変更工事に係る判断のフロー



注意 このフローは、消防危第49号通知の図1に追記したもの

変更工事に伴い、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件例

- ア) 製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。
- イ) 位置に係る技術上の基準に変更がないこと。
- ウ) 建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。
- エ) 通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲の変更がないこと。

## 別添

### 第1 定義

#### 1 変更工事の区分

変更工事は、「取替」、「補修」、「撤去」、「増設」、「移設」及び「改造」に区分する。

#### 2 取替等の定義

##### (1) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

##### (2) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

##### (3) 撤去

製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を取り外し当該施設外に搬出することをいう。

##### (4) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

##### (5) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変えることをいう。

##### (6) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い当該機器・装置等の構成、機能・性能を変えることをいう。

第2 具体的な事例 (共通事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・ 設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	建築物・工作物	建築物		屋根 (キヤノピー含む)、壁、柱、床、はり等					○	／	
2	建築物・工作物	建築物		防火上重要ではない間仕切り壁	△	△	△	○	○	△	・その他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと (ただし、消防用設備の軽微な工事の範囲は除く)
3	建築物・工作物	建築物		内装材				○	○	○	
4	建築物・工作物	建築物		防火設備				○	○		
5	建築物・工作物	建築物		ガラス、窓、窓枠				○	○		
6	建築物・工作物	建築物		階段				○	○		
7	建築物・工作物	工作物		保安距離、保有空地の代替措置の塀、隔壁					○		
8	建築物・工作物	工作物		架構					○		
9	建築物・工作物	工作物		配管・設備等の支柱、架台の耐火措置				△	○		・配管・設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
10	建築物・工作物	工作物		歩廊、はしご				○	○		
11	建築物・工作物	工作物		植栽	△	△	△	○	○	○	・保有空地に係る基準に変更がないこと
12	タンク等	基礎等		犬走り、法面、コンクリートリング					△	／	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）  
 /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
13	タンク等	基礎等	地下タンク上部スラブ					△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
14	タンク等	構造等	屋根支柱、ラフター、ガイドポール等					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	タンク等	構造等	屋外タンクの支柱の耐火措置				○	○		
16	タンク等	構造等	階段、はしご、手摺り等				△	○		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
17	タンク等	設備等	タンク元弁				○	○		
18	タンク等	設備等	通気管（地上部分に限る）				△	○		
19	タンク等	設備等	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態、方法等に変更がないこと
20	タンク等	設備等	サクションヒーター、ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気・温水等を用いるものに限る）				○	○		
21	タンク等	設備等	内面コーティング（屋外タンク貯蔵所を除く）	△	△	△	○	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
22	タンク等	設備等	雨水浸入防止措置	○	○	○	○	○	○	
23	危険物設備等	配管等	配管（地下配管、移送取扱所を除く）				△	△	△	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
24	危険物設備等	配管等	配管（地下配管、移送取扱所を除き、フランジで接続されるものに限る）				○	△	△	

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
25	危険物設備等	配管等	配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等（移送取扱所を除く）	△	△	△	○	○	○	・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
26	危険物設備等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものに限る）				○	○		
27	危険物設備等	配管加熱	配管の加熱装置（蒸気・温水等を用いたものを除く）				△	○		・熱媒体となる物質に変更がないこと
28	危険物設備等	配管等	配管ピット、注入ロピット、地下配管接続部の点検ます				○	○		
29	危険物設備等	機器等	ポンプ設備（移送取扱所を除く）				△	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
30	危険物設備等	機器等	熱交換器				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
31	危険物設備等	機器等	熱交換器に附属する送風設備（電動機を除く）、散水設備等				○	○	/	
32	危険物設備等	配管等	バルブ 配管に設けられる弁（移送取扱所を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
33	危険物設備等	機器等	攪拌装置（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
34	危険物設備等	機器等	炉材				○	○		
35	危険物設備等	機器等	反応器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）				○	○		
36	危険物設備等	機器等	加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く）				○	○	△	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと

第2 具体的な事例（共通事項）

○：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの  
 △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）  
 /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
37	危険物施設等	機器等	波返し、とい、受け皿等飛散防止装置				○	○	△	・危険物のもれ、あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
38	危険物施設等	機器等	ローディングアーム（移送取扱所を除く）				△	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
39	危険物施設等	機器等	ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く）				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
40	危険物施設等	機器等	可燃性蒸気回収装置				△	○	△	・可燃性蒸気の回収に関する保安管理に変更がないこと
41	危険物施設等	機器等	保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に設置するものを除く）				○	○	△	・保温（冷）材の撤去により、危険物の温度変化による危険性が増さないこと
42	危険物施設等	機器等	排出設備（ダクト等を含む）				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
43	危険物施設等	機器等	換気設備（ダクト等を含む）				○	○		
44	危険物施設等	機器等	電気防食設備				○	○		
45	危険物施設等	制御装置 安全装置等	圧力計、温度計、液面計等現場指車型計装設備	△	△	△	○	○	○	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
46	危険物施設等	制御装置 安全装置等	安全弁、破裂板等安全装置				○	○		
47	危険物施設等	制御装置 安全装置等	温度、圧力、流量等の調整等を行う制御装置（駆動源、予備動力源を含む）				△	○		・危険物の取扱いに変更がないこと
48	危険物施設等	制御装置 安全装置等	緊急遮断（放出）装置（安全弁等を除く）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源、予備動力源、不活性ガス封入装置等含む）				△	○		・緊急停止等の制御条件に変更がないこと

第2 具体的な事例 (共通事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)
- /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
49	危険物施設等	制御装置 安全装置等	地下タンクのマンホールプロテクター	△	△	△	△	○	△	・上部スラブの変更を伴わないこと
50	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤 (仕切堤を含む)	/	/	/	/	△	/	・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修 ・配管等の変更を伴わないこと
51	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁	△	△	△	○	○	△	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち、撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
52	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤水抜弁の閉閉表示装置	△	△	△	○	○	△	・水抜弁の閉閉表示を複数にすること ・複数の閉閉表示のうち、撤去しても基準を満足すること
53	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の階段 (防油堤と一体構造のもの)				△	○		・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
54	防油堤・排水設備等	防油堤	防油堤の階段 (防油堤と一体構造でないもの)	△	△	△	○	○	△	・防油堤の基礎等の変更を伴わないこと ・規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
55	防油堤・排水設備等	排水溝等	排水溝、ためます、油分離槽、囲い等				△	○		
56	防油堤・排水設備等	排水溝等	危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面・舗装面 (地下タンクの上 部スラブ除く)					○		
57	電気設備	電気設備	電気設備	△	△	△	○	○	△	・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
58	電気設備	電気設備	静電気除去装置				○	○		
59	避雷設備	避雷設備	避雷設備				○	○		
60	消火設備・警報設備	消火設備	ポンプ、消火薬剤タンク				△	○		

第2 具体的な事例（共通事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備（散水・水幕設備を含む）の配管、消火栓本体、泡チャージャー等の放出口（泡ヘッドを除く）等				△	○	／	
62	消火設備・警報設備	消火設備		第一種から第三種消火設備の弁、ストレーナー、圧力計等				○	○	／	
63	消火設備・警報設備	消火設備		第四種、第五種消火設備	△	△	△	○	○	／	・自主設置のもの
64	消火設備・警報設備	消火設備		消火薬剤				○	／	／	
65	消火設備・警報設備	警報設備		警報設備（自動火災報知設備の受信機、感知器を除く）	△	△	△	○	○	／	・警報区域に変更がないこと
66	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の受信機				○	○	／	
67	消火設備・警報設備	警報設備		自動火災報知設備の感知器				○	○	／	
68	その他	標識・掲示板		標識・掲示板	△	△	△	○	○	／	・自主的に増設するもの

第3 具体的な事例 (施設別事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)
- /：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
1	一般取扱所			ボイラー、炉等のバーナーノズル				○	○		
2	一般取扱所			塗装機噴霧ノズル、ホース等				○	○		
3	一般取扱所			運搬容器の充てん設備 (固定注油設備)				○	○	△	・危険物の取扱いに変更がないこと
4	一般取扱所			分析計 (キュービクル内取付けを含む) 分析計の例：サルファー分析計、 ガスクロマトグラフィー等				○	○	○	
5	一般取扱所	その他設備 機器等		作業用広報設備 (スピーカー)	○	○	○	○	○	○	
6	屋内貯蔵所			ラック式以外の棚				○	○	○	
7	屋内貯蔵所			ラック式の棚				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
8	屋内貯蔵所			冷房装置等				△	○		・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
9	屋外タンク貯蔵所			認定品の可とう管継手				○	/	/	
10	屋外タンク貯蔵所			認定品以外の可とう管継手				△	/	/	・管径、経路の変更がないこと
11	屋外タンク貯蔵所			ローディンググラダー				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
12	屋外タンク貯蔵所			ポンツーン					△		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

第3 具体的な事例 (施設別事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)
- /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
13	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のウェザーシールド				○	○	/	
14	屋外タンク貯蔵所		浮き屋根のシール材				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
15	屋外タンク貯蔵所		ルーフトドレン				△	○	/	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
16	屋外タンク貯蔵所	保温 保冷	保温 (冷) 材				○	○		
17	屋外タンク貯蔵所		内面コーティング	△	△	△	△	○	△	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないこと ・タンク底部から漏えいを誘発するおそれのないこと
18	屋内タンク貯蔵所		流出危険物自動検知警報装置				○	○		
19	屋内タンク貯蔵所		出入口の敷居				○	○	/	
20	地下タンク貯蔵所		犬走り				/			
21	簡易タンク貯蔵所		固定金具				○	○	/	
22	移動タンク貯蔵所		底弁、底弁の手動・自動閉鎖装置					○	/	
23	移動タンク貯蔵所		マンホール、注入口のふた				○	○	/	
24	移動タンク貯蔵所		マンホール部の防熱・防塵カバー				○	○	/	

第3 具体的な事例 (施設別事項)

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事 (確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。)
- /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考 (△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例)
25			品名数量表示板	○	△	○	○	○	/	・自主設置のもの
26			Uボルト				○	○	/	
27			可燃性蒸気回収ホース				○	○		
28			ノズル及び結合金具を含む注油ホース (積載式の移動タンク貯蔵所を除く)				○	○	/	
29			箱枠				△	△	/	・箱枠の溶接線補修 ・重量の増加によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
30	積載式		積載式の移動貯蔵タンクの追加	△	/	/	/	/	/	・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重等に変更がないこと
31			周囲の柵				○	○	/	
32			ラック式の柵				△	○		・耐震計算等に変更がないこと
33			固体分離槽				△	○		
34			シート固着装置				○	○		
35	工作物		防火扉				/	△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修
36	工作物		犬走り、アイランド等				/	△		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等の補修

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
37	給油取扱所	工作物		△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
38	給油取扱所	工作物		△	△	△	○	○	○	・上屋の面積に変更がないこと
39	給油取扱所	給油機器等		△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
40	給油取扱所	給油機器等		△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
41	給油取扱所	給油機器等					○	○	○	
42	給油取扱所	給油機器等		△	△	△	○	○	△	
43	給油取扱所	給油機器等				△	○	○	△	・ホース長の変更がないこと
44	給油取扱所	その他設備機器等					△	○	△	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
45	給油取扱所	その他設備機器等		△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
46	給油取扱所	その他設備機器等		△	△	△	○	○	○	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
47	給油取扱所	その他設備機器等					○	○		
48	販売取扱所	工作物						△	○	

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- /：通常想定されない変更工事

対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
49	販売取扱所 その他設備 機器等		棚				○	○	○	
50	移送取扱所 配管等		配管（地下配管を除く）				△	△		・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
51	移送取扱所 配管等		配管のベントノズル、ドレンノズル、サンプリングノズル等			△	○	○	△	・道路、河川、海、又は第三者の敷地を通過する部分を除く ・管径、板厚、材質、経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
52	移送取扱所 配管等		切替弁、制御弁等				○	○		
53	移送取扱所 制御装置 安全装置等	安全弁等	緊急遮断弁				△	○		
54	移送取扱所 機器等		ポンプ設備				△	△		・移送基地の構内に設置されるものに限る ・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合、可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
55	移送取扱所 機器等		ピグ取扱装置				△	○		
56	移送取扱所 機器等		感震装置				△	○		
57	移送取扱所 機器等		漏えい検知装置				△	○		
58	移送取扱所 その他設備 機器等		漏えい検知口				○	○		
59	移送取扱所 その他設備 機器等		船舶からの荷卸し、又は船舶への荷揚げに用いるローディングアームのカブラー			△	○	○	△	・ボルトにより取り付け可能なもの
60	移送取扱所 その他設備 機器等		土盛り等漏えい拡散防止設備				○	○		

第3 具体的な事例（施設別事項）

- ：軽微な工事のうち、資料等による確認を要さないもの
- △：確認を要する変更工事（確認の結果、軽微な変更工事として許可を要しない場合もある。）
- ／：通常想定されない変更工事

	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考（△とされているものについて、軽微な変更工事となる場合の確認事項の例）
61	移送取扱所	その他設備 機器等		衝突防護設備				○	○		
62	移送取扱所	その他設備 機器等		巡回監視車				○	○		